

北上市市長部局行政組織規則の一部を改正する規則

北上市市長部局行政組織規則（平成８年北上市規則第２号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（部の下部組織） 第２条 部設置条例第１条に規定する部に次の課、センター、係及び室を置く。 （１） 企画部 ア・イ [略] ウ 都市プロモーション課 <u>都市ブランド戦略係</u> 広報コミュニケーション係 情報政策推進室 エ [略] （２） 財務部 ア～ウ [略] エ 資産税課 土地評価係 家屋評価係 <u>資産調査室</u> オ [略] （３） まちづくり部 ア 地域づくり課 地域協働係 多様性社会推進係 生活安全係 イ・ウ [略] （４） [略] （５） 福祉部 ア 国保年金課 <u>国保係</u> 公費医療係 <u>国民年金係</u>	（部の下部組織） 第２条 部設置条例第１条に規定する部に次の課、センター、係及び室を置く。 （１） 企画部 ア・イ [略] ウ 都市プロモーション課 <u>住みたい北上係</u> 広報コミュニケーション係 情報政策推進室 エ [略] （２） 財務部 ア～ウ [略] エ 資産税課 土地評価係 家屋評価係 オ [略] （３） まちづくり部 ア 地域づくり課 地域協働係 多様性社会推進係 生活安全係 <u>和賀・川東地域振興支援室</u> イ・ウ [略] （４） [略] （５） 福祉部 ア 国保年金課 <u>国保年金係</u> 公費医療係

イ～エ [略]

(6) 健康こども部

ア・イ [略]

ウ 子育て世代包括支援センター 児童家庭係 親子保健係

(7)～(9) [略]

2 [略]

(企画部の分掌事務)

第3条 [略]

2 企画部総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 法規文書係

ア～キ [略]

ク 複写機及び印刷機の管理に関する事。

ケ～テ [略]

(2)～(5) [略]

3 企画部都市プロモーション課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 都市ブランド戦略係

ア～カ [略]

キ 移住に係る情報発信に関する事。

ク [略]

(2)・(3) [略]

4 [略]

(財務部の分掌事務)

イ～エ [略]

(6) 健康こども部

ア・イ [略]

ウ こども家庭センター 児童家庭係 親子保健係

(7)～(9) [略]

2 [略]

(企画部の分掌事務)

第3条 [略]

2 企画部総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 法規文書係

ア～キ [略]

ク 印刷機の管理に関する事。

ケ～テ [略]

(2)～(5) [略]

3 企画部都市プロモーション課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 住みたい北上係

ア～カ [略]

キ 移住、定住及びU I J ターンの促進に関する事。

ク [略]

(2)・(3) [略]

4 [略]

(財務部の分掌事務)

第4条 [略]

2 [略]

3 財務部市民税課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 賦課係

ア 個人市民税（県民税を含む。）の賦課及び減免に関すること。

イ・ウ [略]

(2) [略]

4 財務部資産税課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 資産調査室

木造家屋に係る固定資産税の再計算等に関すること。

5 財務部収納課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 収納係

ア 市税等（県民税及び介護保険第1号被保険者に係る普通徴収保険料を含む。以下この項において同じ。）の徴収及び収納に関すること。

イ～キ [略]

ク [略]

(2) 整理係

ア～ウ [略]

エ 特別徴収に係る市県民税の徴収に関すること。

オ [略]

第4条 [略]

2 [略]

3 財務部市民税課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 賦課係

ア 個人市民税（県民税及び森林環境税を含む。）の賦課及び減免に関すること。

イ・ウ [略]

(2) [略]

4 財務部資産税課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

5 財務部収納課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 収納係

ア 市税等（県民税、森林環境税及び介護保険第1号被保険者に係る普通徴収保険料を含む。以下この項において同じ。）の徴収に関すること。

イ～キ [略]

ク 公金の収納に関すること。

ケ [略]

(2) 整理係

ア～ウ [略]

エ [略]

カ [略]

(3) [略]

(まちづくり部の分掌事務)

第5条 まちづくり部地域づくり課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

2・3 [略]

(生活環境部の分掌事務)

第6条 生活環境部市民課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市民係

ア～ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

オ [略]

(3) [略]

(まちづくり部の分掌事務)

第5条 まちづくり部地域づくり課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 和賀・川東地域振興支援室

ア 立花、更木、黒岩、口内、稲瀬、和賀、岩崎及び藤根地区（以下「和賀・川東地域」という。）における地域資源を活用したまちづくり及び地域コミュニティの活性化に関すること。

イ その他和賀・川東地域に関すること。

2・3 [略]

(生活環境部の分掌事務)

第6条 生活環境部市民課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市民係

ア～ウ [略]

エ 戸籍証明書等の交付に関すること。

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ 個人番号通知書に関すること。

ソ [略]

(2) [略]

(3) 市民相談係

ア 市民の一般相談及び苦情の受付に関すること。

イ [略]

ウ 貯蓄生活設計に関すること。

エ [略]

オ [略]

カ [略]

(4) 江釣子民生係

ア～ウ [略]

エ 戸籍届出の受付及び戸籍謄抄本等の交付に関すること。
。

オ～ソ [略]

タ 市税（県民税を含む。）等の徴収及び収納に関すること。

チ～ニ [略]

(5) 和賀民生係

ア～ウ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

(2) [略]

(3) 市民相談係

ア 市民の一般相談に関すること。

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

(4) 江釣子民生係

ア～ウ [略]

エ 戸籍届出の受付及び戸籍証明書等の交付に関すること。
。

オ～ソ [略]

タ 公金の収納に関すること。

チ～ニ [略]

(5) 和賀民生係

ア～ウ [略]

エ 戸籍届出の受付及び戸籍謄抄本等の交付に関すること
。

オ～ソ [略]

タ 市税（県民税を含む。）等の徴収及び収納に関すること
と。

チ～ニ [略]

ヌ 和賀庁舎の複写機の管理に関すること。

ネ 和賀庁舎の庁内放送に関すること。

ノ 下水道等の受益者負担金の徴収及び収納に関すること
。

2 生活環境部環境政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 環境企画係

ア・イ [略]

ウ 河川の清流化に関すること。

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ 犬の登録及び狂犬病の予防に関すること。

コ 空き地の適正管理に関すること。

サ [略]

シ [略]

ス [略]

エ 戸籍届出の受付及び戸籍証明書等の交付に関すること
。

オ～ソ [略]

タ 公金の収納に関すること。

チ～ニ [略]

2 生活環境部環境政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 環境企画係

ア・イ [略]

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

セ [略]

ソ [略]

(2) 環境保全係

ア～キ [略]

ク [略]

(3) ごみ減量係

ア～ク [略]

ケ 公衆便所に関する事。

コ 廃棄物処理施設整備に関する事。

サ 廃棄物処理施設の維持管理に関する事。

シ 廃棄物処理施設の運転管理に関する事。

ス 廃棄物処理施設の環境保全に関する事。

セ 廃棄物の受入運搬及び処理に関する事。

ソ 墓地経営許可等に関する事。

タ 墓園及び墓地に関する事。

チ [略]

ツ [略]

(福祉部の分掌事務)

サ [略]

シ 犬の登録及び狂犬病の予防に関する事。

ス [略]

(2) 環境保全係

ア～キ [略]

ク 河川の清流化に関する事。

ケ 空き地の適正管理に関する事。

コ 墓地経営許可等に関する事。

サ 墓園及び墓地に関する事。

シ 公衆便所に関する事。

ス [略]

(3) ごみ減量係

ア～ク [略]

ケ 廃棄物処理施設に関する事。

コ [略]

サ [略]

(福祉部の分掌事務)

第7条 福祉部国保年金課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 国保係

ア～ケ [略]

コ その他国保に関すること。

(2) [略]

(3) 国民年金係

ア 基礎年金に関すること。

イ 福祉年金に関すること。

ウ その他国民年金に関すること。

2～4 [略]

(健康こども部の分掌事務)

第8条 健康こども部健康づくり課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 健康係

ア～キ [略]

ク 食育推進計画に関すること。

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

シ [略]

(2) 医療連携係

ア～ウ [略]

第7条 福祉部国保年金課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 国保年金係

ア～ケ [略]

コ 基礎年金に関すること。

サ 福祉年金に関すること。

シ その他国保及び国民年金に関すること。

(2) [略]

2～4 [略]

(健康こども部の分掌事務)

第8条 健康こども部健康づくり課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 健康係

ア～キ [略]

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

(2) 医療連携係

ア～ウ [略]

エ 保健センターに関すること。

オ [略]

カ [略]

キ [略]

(3) 成人保健係

ア～ケ [略]

コ [略]

2 [略]

3 健康こども部子育て世代包括支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 児童家庭係

ア～オ [略]

カ 婦人の保護及び相談に関すること。

キ その他児童及び婦人に関すること。

(2) [略]

(農林部の分掌事務)

第9条 農林部農林企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 農地林務係

ア～サ [略]

シ 国土調査に関すること。

エ [略]

オ [略]

カ [略]

(3) 成人保健係

ア～ケ [略]

コ 保健センターに関すること。

サ [略]

2 [略]

3 健康こども部こども家庭センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 児童家庭係

ア～オ [略]

カ 困難な問題を抱える女性の保護及び相談に関すること。

キ その他児童及び困難な問題を抱える女性に関すること。

(2) [略]

(農林部の分掌事務)

第9条 農林部農林企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 農地林務係

ア～サ [略]

シ 地籍調査に関すること。

ス～ネ 〔略〕

2 農林部農業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 園芸畜産係

ア～キ 〔略〕

ク 農業気象に関すること。

ケ 〔略〕

コ 〔略〕

サ 〔略〕

シ 〔略〕

ス 〔略〕

セ 〔略〕

ソ 〔略〕

(2) 〔略〕

(都市整備部の分掌事務)

第11条 都市整備部道路環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務係

ア・イ 〔略〕

ウ 公共土木施設の災害復旧の事務に関すること。

エ 〔略〕

オ 〔略〕

カ 〔略〕

キ 〔略〕

ク 〔略〕

ス～ネ 〔略〕

2 農林部農業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 園芸畜産係

ア～キ 〔略〕

ク 〔略〕

ケ 〔略〕

コ 〔略〕

サ 〔略〕

シ 〔略〕

ス 〔略〕

セ 〔略〕

(2) 〔略〕

(都市整備部の分掌事務)

第11条 都市整備部道路環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務係

ア・イ 〔略〕

ウ 〔略〕

エ 〔略〕

オ 〔略〕

カ 〔略〕

キ 〔略〕

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス～チ [略]

(2) [略]

(3) 維持係

ア～サ [略]

シ 特種車両の通行許可に関すること。

ス [略]

(4)・(5) [略]

2 都市整備部都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 都市計画係

ア～タ [略]

チ [略]

(2) 建築指導係

ア～カ [略]

キ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく届出等に関すること。

ク～サ [略]

(3)・(4) [略]

3・4 [略]

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

シ 特種車両の通行許可に関すること。

ス～チ [略]

(2) [略]

(3) 維持係

ア～サ [略]

シ [略]

(4)・(5) [略]

2 都市整備部都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 都市計画係

ア～タ [略]

チ 北上駅東口交流広場に関すること。

ツ [略]

(2) 建築指導係

ア～カ [略]

キ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく届出等に関すること。

ク～サ [略]

(3)・(4) [略]

3・4 [略]

(福祉事務所)

第14条 北上市福祉事務所設置条例（平成3年北上市条例第87号）に基づく福祉事務所に次の課、センター及び係を置く。

(1)～(4) [略]

(5) 子育て世代包括支援センター 児童家庭係

2 [略]

(公の施設の名称等)

第18条 市長部局が直接所管する公の施設の名称及び設置根拠は、次のとおりである。

(1)～(6) [略]

(7) 健康こども部子育て世代包括支援センターが所管するもの

[略]

(8)～(11) [略]

(12) 都市整備部都市計画課が所管するもの

ア～エ [略]

(13) [略]

(定義)

第21条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) [略]

(福祉事務所)

第14条 北上市福祉事務所設置条例（平成3年北上市条例第87号）に基づく福祉事務所に次の課、センター及び係を置く。

(1)～(4) [略]

(5) こども家庭センター 児童家庭係

2 [略]

(公の施設の名称等)

第18条 市長部局が直接所管する公の施設の名称及び設置根拠は、次のとおりである。

(1)～(6) [略]

(7) 健康こども部こども家庭センターが所管するもの

[略]

(8)～(11) [略]

(12) 都市整備部都市計画課が所管するもの

ア～エ [略]

オ 北上市北上駅東口交流広場条例（令和5年北上市条例第23号）に規定する広場

(13) [略]

(定義)

第21条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) [略]

(9) 心理師等 上席主任心理師、主任心理師及び心理師をい

(公の施設の組織の職制)

第24条 [略]

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて主幹、所長補佐、副館長、副主幹、主事等、保健師等、保育士等、児童厚生員、調理師又は所付を置くことができる。

(行政機関の職に充てる職員)

第26条 福祉事務所の職員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該右欄に掲げる職員をもって充てる。

[略]	
福祉事務所 <u>子育て世代包括支援センター</u> 所長	健康こども部 <u>子育て世代包括支援センター</u> 所長
[略]	
福祉事務所 <u>子育て世代包括支援センター</u> 所長補佐	健康こども部 <u>子育て世代包括支援センター</u> 所長補佐
[略]	
福祉事務所 <u>子育て世代包括支援センター</u> 副主幹	健康こども部 <u>子育て世代包括支援センター</u> 副主幹
[略]	
福祉事務所 <u>子育て世代包括支援センター</u> 児童家庭係長	健康こども部 <u>子育て世代包括支援センター</u> 児童家庭係長
[略]	
福祉事務所 <u>子育て世代包括支援センター</u> 所長	健康こども部 <u>子育て世代包括支援センター</u> 所長

う。

(公の施設の組織の職制)

第24条 [略]

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて主幹、所長補佐、副館長、副主幹、主事等、保健師等、保育士等、心理師等、児童厚生員、調理師又は所付を置くことができる。

(行政機関の職に充てる職員)

第26条 福祉事務所の職員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該右欄に掲げる職員をもって充てる。

[略]	
福祉事務所 <u>こども家庭センター</u> 所長	健康こども部 <u>こども家庭センター</u> 所長
[略]	
福祉事務所 <u>こども家庭センター</u> 所長補佐	健康こども部 <u>こども家庭センター</u> 所長補佐
[略]	
福祉事務所 <u>こども家庭センター</u> 副主幹	健康こども部 <u>こども家庭センター</u> 副主幹
[略]	
福祉事務所 <u>こども家庭センター</u> 児童家庭係長	健康こども部 <u>こども家庭センター</u> 児童家庭係長
[略]	
福祉事務所 <u>こども家庭センター</u> 所長	健康こども部 <u>こども家庭センター</u> 所長

支援センターの職員	センターの職員（児童家庭系の者に限る。）
-----------	----------------------

備考 1 [略]

2 健康こども部長をもって充てる福祉事務所長は、福祉事務所の分掌事務のうち、子育て支援課及び子育て世代包括支援センターに属する事務を処理する。

2・3 [略]

4 保健センターの職員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該右欄に掲げる職員をもって充てる。

保健センター所長	健康こども部長
保健センターのその他の職員	健康こども部健康づくり課の課員及び健康こども部 <u>子育て世代包括支援センター</u> の職員（児童家庭系の者を除く。）

（上席主任等の職務）

第39条 上席主任、上席主任保健師、上席主任看護師、上席主任栄養士、上席主任管理栄養士、上席主任歯科衛生士、上席主任社会福祉主事及び上席主任保育士は、上司の命を受け、組織の特定事務の企画及び運営方針の策定に参画するとともに、特に高度の知識経験を必要とする担任事務又は技術をつかさどる。

（主任等の職務）

ターの職員	の職員（児童家庭系の者に限る。）
-------	------------------

備考 1 [略]

2 健康こども部長をもって充てる福祉事務所長は、福祉事務所の分掌事務のうち、子育て支援課及びこども家庭センターに属する事務を処理する。

2・3 [略]

4 保健センターの職員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該右欄に掲げる職員をもって充てる。

保健センター所長	健康こども部長
保健センターのその他の職員	健康こども部健康づくり課の課員及び健康こども部 <u>こども家庭センター</u> の職員（主幹及び児童家庭系の者を除く。）

（上席主任等の職務）

第39条 上席主任、上席主任保健師、上席主任看護師、上席主任栄養士、上席主任管理栄養士、上席主任歯科衛生士、上席主任社会福祉主事、上席主任保育士及び上席主任心理師は、上司の命を受け、組織の特定事務の企画及び運営方針の策定に参画するとともに、特に高度の知識経験を必要とする担任事務又は技術をつかさどる。

（主任等の職務）

第40条 主任、主任保健師、主任看護師、主任栄養士、主任管理栄養士、主任歯科衛生士、主任社会福祉主事、主任保育士は、上司の命を受け、組織の特定事務の企画及び運営方針の策定に参画するとともに、担当事務又は技術をつかさどる。

第40条 主任、主任保健師、主任看護師、主任栄養士、主任管理栄養士、主任歯科衛生士、主任社会福祉主事、主任保育士及び主任心理師は、上司の命を受け、組織の特定事務の企画及び運営方針の策定に参画するとともに、担当事務又は技術をつかさどる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。